

○総務省令第十二号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

総務大臣 山本 早苗

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令

(恩給給与細則の一部改正)

第一条 恩給給与細則(昭和二十八年総理府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「(受給者の請求により一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合にはその月)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給者の請求により一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合にはその月の二十一日(その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)とする。

第十一条第一項第一号中「戸籍謄本」を「戸籍の謄本又は抄本」に改める。

別紙第三十八号書式を次のように改める。

(国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することと

第三十八号書式

|                                       |
|---------------------------------------|
| 傷病者遺族特別年金の請求に関する申立書                   |
| 私は、公務員（旧軍人）が下の表の年金を受けていなかったことを申し立てます。 |
| 年 月 日                                 |
| 申立者氏名 _____                           |
| (※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)              |

| 年 金 制 度                          | 年 金 の 種 類                        |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 恩給法                              | 普通恩給                             |
| 旧国家公務員共済組合法<br>(旧公共企業体（三公社）を含む。) | } 退職共済年金 障害共済年金<br>} 退職年金 減額退職年金 |
| 旧地方公務員等共済組合法                     | } 障害年金                           |

される同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正)

第二条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「戸籍謄本」を「戸籍の謄本又は抄本」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。